

西海市在宅医療体制整備事業補助金に関するQ & A

令和4年9月15日

在宅診療設備整備事業

No	質 問	回 答
1	提出書類をパソコンで作成するため、様式の電子ファイルをもらえないか。	市ウェブサイト（包括支援課）に掲載予定です。
2	調査票を提出すれば必ず補助を受けられるのか。	多数の希望があった場合、確保できる予算には限りがありますので、調査票を提出しても補助が受けられない場合もあります。 また、在宅診療設備整備事業は、財源として地域医療介護総合確保基金事業（以下「基金事業」という。）を活用しており、県の基金事業ワーキング等での審査で必要性がないと判断された場合は、補助を受けることはできません。
3	どのようなものが対象になるか。	訪問診療または往診に必要となる医療機器及び情報通信機器が対象になります。（原則として訪問先で使用する機器に限定されます。）
4	据置型や消耗品が認められる場合があるのか。	医療機関に据え置いて利用する医療機器・情報通信機器や消耗品は、原則として対象になりません。ただし、在宅医療を推進するうえで特に必要性が高いと認められるものについては、例外的に対象となる可能性があります。この場合、本市での判断に加え、県の基金事業ワーキング等で据置型・消耗品の必要性が認められることが前提となります。
5	複数の医療機器を購入してよいのか。	可能です。
6	補助対象経費の上限額が3,500千円、補助率3分の2以内とはどういうことか。	機器購入費用総額の3分の2以内が補助金の額になりますが、 $3,500 \text{ 千円} \times \frac{2}{3} = 2,333 \text{ 千円}$ が補助金の上限額になります。
7	調査票に見積書の添付は必要か。	調査票への添付は必須ではありません。
8	調査票の提出後に購入機器の変更は可能か。	原則、調査票と異なる機器の購入は認められません。 （同種の機器でメーカー等の変更のみの場合は可）
9	補助金交付時期は。	購入年度の前年度に調査票をご提出いただき、購入年度に交付申請書の提出、機器の購入及び実績報告書の提出を行った後、補助金を交付する流れとなります。

		概算払請求書を提出し認められた場合は、概算払（事前払い）も可能です。
10	補助金を受けた場合、翌年度以降の義務はあるのか。	<p>正当な理由がなく、補助金交付年度から翌々年度の末日までに、訪問診療または往診を1年以上休止又は廃止したときは、交付額確定を取り消し補助金の返還を請求する場合があります。</p> <p>また、購入した医療機器の耐用年数が経過するまでは、原則として譲渡・交換・貸付・担保提供・廃棄等をしないでください。</p> <p>市が実施する事業について協力を求められたときは、協力をお願いします。</p> <p>（全て交付要綱中に記載の内容です。）</p>